

目次

1 応募期間	1
2 お問い合わせ先	1
3 応募内容（応募するアイデアの要件）	2
4 応募の流れ	3
5 応募上の注意点 【重要！】	4
6 「発明提出書」の記入方法	5
7 「発明提出書」の記載例	7
8 発明を創り出そう	10
9 パテントコンテストの基本ステップ1. テーマの選定	11
10 パテントコンテストの基本ステップ2. 従来技術の収集	12
11 パテントコンテストの基本ステップ3. 発想	13
12 パテントコンテストの基本ステップ4. 実現性の評価	14

1 応募期間

平成29年6月26日（月）～9月29日（金）（必着）

2 お問い合わせ先

①パテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト実行委員会事務局

〒100-0013 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号（特許庁庁舎内）
独立行政法人工業所有権情報・研修館 知財人材部内
TEL: 03-3581-1101 ex.3907 FAX: 03-5512-1203
E-mail: PA9300@inpit.jpo.go.jp （@マーク前、ピーエー93ゼロゼロ）

②平成29年度パテントコンテスト運営支援請負事業者

※コンテストの事務手続の一部を請負事業者が行いますので、提出いただいた応募書類について、請負事業者からご連絡する場合があります。なお、当館又は請負事業者に提出いただいた応募書類について、請負事業者は、当館との契約により守秘義務を有します。

※請負事業者については未定のため、追って補充させていただきます。

3 応募内容（応募するアイデアの要件）

- (1) 「特許法に定める発明」であること。
(ゲームのルールなど人為的な取決めや、単なる自然法則そのもの、フオークボールの投げ方などの技能等は特許法上の「発明」には該当しません。)
- (2) 応募者の創作であること（他人のアイデアではないこと）。
- (3) 公に発表されていないこと。
- (4) 他のコンテストに応募を行っていないこと。
- (5) 本コンテストとは無関係に既に特許出願等を行ったものでないこと。

【注意】

- ・ 公に発表されている発明については、本コンテストに応募することはできません。また、本コンテストの選考結果発表前に発明が公表された場合は、本コンテストへの応募は無効となり、特許出願支援の対象からも外れますのでご注意ください。なお、**優秀賞（特許出願支援対象）に選考された発明については、少なくとも出願手続が完了するまで（平成30年3月頃を予定）は公表しないようお願いいたします。**公表すると、特許を受けられなくなる可能性があります。
- ・ 他のコンテストに応募している発明については、本コンテストに応募することはできません（本コンテストへの応募のための学内選抜コンテスト等を除く）。ただし、学内のコンテストであっても、それによって公表されてしまう場合には応募することができません。
- ・ 本コンテストへの応募後も、選考結果が出るまでは（受賞者については出願手続が済むまで）、他のコンテストへの応募を行わないでください。それよりも前に他のコンテストに応募した場合、本コンテストへの応募は無効となりますのでご注意ください。
- ・ 本コンテストに応募した内容について、本コンテストとは無関係に特許出願をされた場合、本コンテストへの応募は無効となり、特許出願支援の対象からも外れますのでご注意ください。

4 応募の流れ

- ① まずは応募方法を確認しよう！
- ② ホームページから「発明提出書」をダウンロードして作成しよう！
- ③ ホームページから参加登録して「応募用紙」を入手しよう！
- ④ 「応募用紙」「発明提出書」「先行技術文献」を紙に印刷するか、CD 又は DVD に記録して郵送しよう！

①

まずは応募方法を確認しよう！

事前に、この「パテントコンテスト応募の手引き」をよくお読みください。



②

ホームページから「発明提出書」をダウンロードして作成しよう！

開催案内ホームページの「7. 応募方法」より「発明提出書」をダウンロードしてください。

URL : http://www.inpit.go.jp/jinzai/contest/patent/29_patent_contest.html

- ・「発明提出書」の記載例を本資料の最後に掲載しましたのでお読みください。
- ・応募の際には、特許情報プラットフォーム（以下「J-PlatPat」という。）等を利用して先行技術調査を行っていただき、その結果を「発明提出書」に記入するとともに、発見した先行技術文献を提出してください（電子データで提出される場合は、「J-PlatPat」の「文献単位 PDF 表示」等の機能にて文献の PDF ファイルを取得し、添付してください）。



③

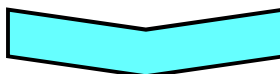
ホームページから参加登録して「応募用紙」を入手しよう！

開催案内ホームページ「7. 応募方法」よりエントリー（参加登録）してください。

URL : http://www.inpit.go.jp/jinzai/contest/patent/29_patent_contest.html

エントリー（参加登録）には、連絡先メールアドレス（携帯電話メールアドレスは不可）の登録が必要です。

必要事項（発明者の氏名、連絡先など）を入力した後で、受信したメールに記載された URL にアクセスし、「応募用紙」を入手してください。



「応募用紙」「発明提出書」「先行技術文献」を紙に印刷するか、CD 又は DVD に記録して郵送しよう！

「応募用紙」「発明提出書」「先行技術文献」を、1セット事務局宛に「郵送」にてご提出ください。

紙に印刷して提出する場合、「応募用紙」「発明提出書」「先行技術文献」は書類ごとにステープラで留めてください。また、1セットをクリップで留めて提出してください。

- ④ 電子媒体（CD 又は DVD）により提出する場合、「応募用紙」「発明提出書」「先行技術文献」はそれぞれ別のファイルとし、ファイル名の先頭にホームページから参加登録をした際に各応募作品に付与される参加登録番号を付記してください（例 1：PH0001 応募用紙.xlsx）（例 2：PH0001 発明提出書.docx）（例 3：PH0001 先行技術文献.pdf）。複数の応募作品を単一の電子媒体に記録して提出する場合は、フォルダを設けず、直下に全てのファイルを記録してください。なお、電子媒体で提出する場合でも、メール等による提出は受け付けておりません。

また、ファックス等による提出、実物見本・ひな形による提出も受け付けておりません。

【応募書類の提出先】

※パテントコンテスト及びデザインパテントコンテストの運営支援業務を受注する事業者が設置するパテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト事務局を応募書類の提出先とする予定です。

事業者が決定しましたら、ホームページにて応募書類の提出先を公表する予定です。

※応募書類の受領後、事務局による形式チェックを行った上で、登録いただいたメールアドレス宛に受領のご連絡を送信します。応募書類の送付後、10日以上経過しても連絡がない場合はパテントコンテスト及びデザインパテントコンテスト実行委員会事務局（TEL: 033581-1101 ex.3907）までお問い合わせください。

5 応募上の注意点 【重要！】

- ・ 応募者が未成年（20歳未満）である間は、特許出願手続に関して原則として法定代理人（親権者）の同意及び手続が必要となります。また、法定代理人の住所は、特許出願の手続を通じて公開されることとなりますので、あらかじめご了承ください。
- ・ グループで応募する場合は、**真の発明者のみを全員**記載するようにし、単なる補助者や助言者は記載しないようにしてください。また、複数人（複数の発明者）での応募の場合、担当教職員に法定代理人（親権者）の同意を人数分取りまとめていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 応募資格を有しない者との共同発明の応募は認められません。
- ・ 応募書類に不備があった場合は、応募者に連絡することがあります。
- ・ 応募書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ・ 応募の際はパテントコンテスト用の様式で提出してください。毎年誤ってデザインパテントコンテスト用の様式で応募されている作品が見受けられますのでご注意ください。
- ・ 学校の先生方におかれましては、学内コンテストの実施等、生徒、学生等の知的財産マイ

ンドの向上と、知的財産権制度への理解の向上につながる積極的な取組を行っていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

6 「発明提出書」の記入方法

パテントコンテストへの応募には、「応募用紙」「発明提出書」「先行技術文献」が必要です。「発明提出書」には、①発明の名称、②発明の背景、③技術的根拠、④調査内容、⑤調査結果、⑥発明の内容、⑦図面を記載します。

① 「発明の名称」の記載

HPでのエントリー（参加登録）の際に記載した発明の名称を記載してください。変更があった場合は、変更後の発明の名称を記載してください。発明提出書に記載の名称を正式名称として扱います。

② 「発明の背景」の記載

応募したアイデア・発明を思いついたきっかけや、既存の製品の課題や問題点などの説明を記載します。

③ 「技術的根拠」の記載

応募作品が実現できることを説明する技術的根拠を記載してください。試作や実験をした場合は省略可能です。試作や実験をした場合は、その資料、写真、実験結果等を、記載するか添付してください。

この「パテントコンテスト応募の手引き」の「12 パテントコンテストの基本ステップ4「実現性の評価」(p13~15)」を参考にして、技術的に確かな根拠を説明するように努めてください。

④、⑤ 「調査内容」「調査結果」の記載

本コンテストに応募するに当たって、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)等を使用して、先行技術の調査を行ってください。

例えば、検索キーワードのみを使用して調査を行う場合でも、応募作品の特徴的な部分の一般的名称やその類義語、作品の効果を象徴する用語を用いた検索を組み合わせると効果的です。ヒットする先行技術が100~200件以下になるように絞り込んで、応募作品の特徴的な部分と方向性の近い先行技術が検索されるか、試行錯誤を数回繰り返してみましょう。

④「調査内容」には、先行技術の調査の手段・方法、具体的な検索条件（検索キーワード、検索インデックス等）を記載してください。

⑤「調査結果」には、先行技術の調査を行った中で、応募作品に最も近いと思った従来技術（特許公開番号、図面、簡単な説明等）について記載してください。

⑥ 「発明の内容」の記載

この項目が選考の最重要ポイントです！！わかりやすく・もれなく記載してください。
応募作品の構成・仕組み・効果等について、ポイントに注意して、詳しく説明してください。
④、⑤に記載した最も近い先行技術と、どのように違うのかも記載すると、わかりやすい説明とする上で効果的です。

⑦ 「図面」の記載

紙で提出する場合、図面は、濃墨、黒色インキまたは変色しにくい絵の具で鮮明に描きます。
鉛筆、カラーインキ、クレヨンなどは使用できません。
電子データで提出する場合、Microsoft® Word®以外のソフトウェアを用いた図を貼り付けても構いませんが、Microsoft® Word®のみでも表示が可能なデータとしてください。
スペースを十分活用して、大きく分かりやすい図を作図してください。図の中の必要な箇所（部品）等に番号をふって、名称を記載してください。必要に応じて別の角度から見た図や、一部を拡大した図などを用いると効果的です。

7 「発明提出書」の記載例

応募発明「消しゴム付き鉛筆」の記載例

【1 発明の名称】

消しゴム付き鉛筆

【2 発明の背景】

今までは、鉛筆と消しゴムが別々であったため、消しゴムをなくしやすく、また書き誤るたびに、わざわざ鉛筆から消しゴムに持ち替えて修正を行っていたので大変不便に感じていました

この発明を思いついたきっかけ、既存の製品の課題や問題点等を記載してください。

【3 技術的根拠】 <応募発明が実現できる技術的根拠> (試作や実験をした場合は省略可)

(該当する欄にチェックしてください)

試作をした 実験をした

具体的な検索条件（検索キーワード、F I、Fターム等）を記載してください。

【4 調査内容】

調査内容：J-PlatPat 特許分類検索、公報テキスト検索

キーワード（要約+請求の範囲）対象○○○*○○○○○○○ □□□件

F I：○○○○ ○/○○@○ □□件

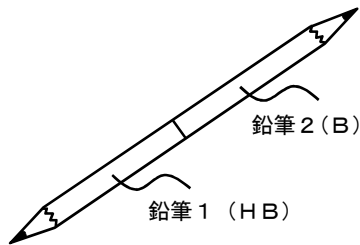
Fターム：テーマ○○○○○ 検索式 ○○○○○ □□件

公報テキスト検索を使い、上記キーワードでヒットした□□□件の内容から、関連するF IとFタームをパテントマップガイダンスを参照して検討した。

検討の結果、特許分類検索を使ってF I○○○○○とFターム：テーマ○○○○○検索式○○○○○で検索し、ヒットした□□件と□□件の内容を確認した。

【5 調査結果】

特開○○○○－○○○○○○○号公報
濃さが異なる鉛筆が連結されている発明が開示されていました。



調査結果の中から本発明に最も近い技術について、公報番号を記載してください。

【6 発明の内容】

この項目が選考の最重要ポイントです!!
わかりやすく・もれなく記載してください。

<全体の構成>

この発明は、鉛筆 1 と、消しゴム 2 と、連結具 3 から構成されています（図 1 参照）。

全体の構成

まず、発明が主にどのような物から構成されているのかを記載してください。

<鉛筆 1 について>

鉛筆 1 は普通の鉛筆です。

<消しゴム 2 について>

消しゴム 2 は、後で説明する連結具 3 に連結することが可能な大きさ（例えば、鉛筆 1 と同じぐらいの太さ）に成っています。

部分の構成

それぞれの構成物の仕組みについて記載してください。

<連結具 3 について>

連結具 3 は、円筒のような形状をしていて、鉛筆 1 の端と消しゴム 2 の端を連結することが可能な金具です（図 2 参照）。

発明の効果

今ある製品、技術、方法と比べ、この発明にはどのような効果が期待できるかを記載してください。

<発明の効果>

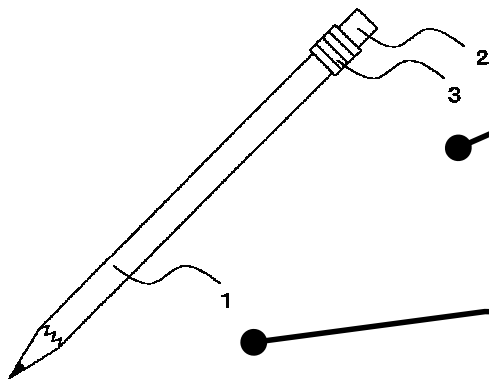
- ・鉛筆と消しゴムが連結具で一体になっているためバラバラにならない。
- ・書き誤ったときにわざわざ鉛筆から消しゴムに持ちかえる必要がなくなる。

<その他>

鉛筆 1 の部分をシャープペンシルに置き換えても良いと思います（図 3 参照）。
連結具の形状は、円筒に限らず、鉛筆と消しゴムが連結可能な金具であれば、どのような形状でも良いと思います。

【 図面 (1) 】

図 1

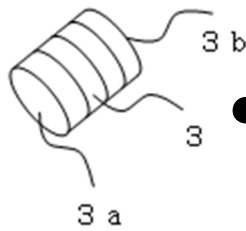


- 1 : 鉛筆
- 2 : 消しゴム
- 3 : 連結具

スペースを十分に活用して、大きくわかりやすい図を作成してください。完成品の写真があれば、それでもOKで

図の中の必要な箇所（部品）等に番号をふって、名称を記載してください。

図 2

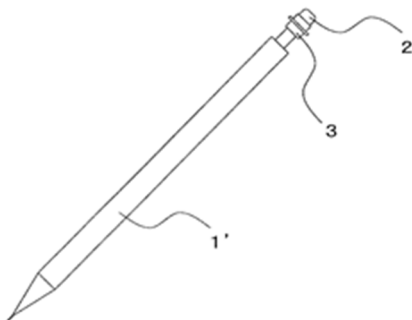


- 3 : 連結具
- 3 a : 鉛筆側連結部
- 3 b : 消しゴム側連結部

必要に応じて別の角度から見た図や、一部を拡大した図などを用いると効果的です。

変更例（応用例）等がある場合は、必要に応じて図面を作成してください。

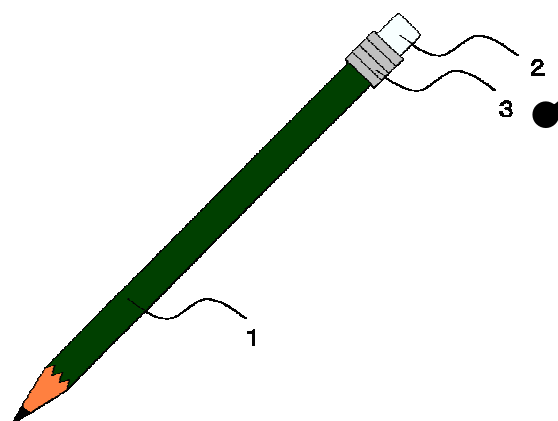
図 3



【 資料 】

(例. 試作品の写真と簡単な説明、など)

試作品の写真と説明



試作品や実験などをした場合には、それらの写真や実験結果などを示してください。応募発明の内容理解に役立つよう、試作品や実験などについて、簡単に説明してください。

写真は、試作した消しゴム付鉛筆です。

消しゴム2は、カッターナイフで削って、鉛筆1とほぼ同じ太さにしました。

鉛筆より少しだけ太いアルミニウム管を短く切って、鉛筆1と消しゴム2の連結部分に通し、ペンチでアルミニウム管を締め付けて、連結金具3にしました。

うまく締め付けると、鉛筆1と消しゴム2がしっかり連結でき、書き誤った字を消すときも、消しゴム2が鉛筆1からはずれることはありませんでした。

8 発明を創り出そう

(1) アイデアや必要は発明の種

日常生活の中で思い付いたアイデアや、勉強や研究していることに関連して思い付いたアイデアを持っている人は多いと思います。そのアイデアは、正（まさ）に発明の種です。

日常生活や学校生活などで、「不便だな」とか「もっと便利になるといいのに」と思っている人も多いでしょう。そのような不便を感じることに、すなわち「必要」は、『発明の母』¹です。

毎日の生活に不便はないし、特別なアイデアもないという人も居るかも知れません。そのようなときは、他人のアイデアを色々と見聞きすると、こうすればもっと良いのにとか、この部分はもっと改良できるのでは、など新たなアイデアが湧くことがあります。



(2) 発明の発掘、展開、把握

発明をして特許出願をするまでには、発明の発掘、展開、把握が必要であると言われています。

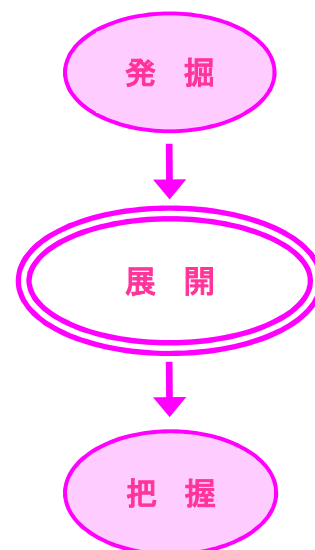
発明の発掘とは、日常生活の中で思い付いたアイデアや、勉強や研究していることに関連して思い付いたアイデアの中から、発明となり得るものを見つけ出すことです。

発明の展開とは、アイデアや工夫に広がりや深みを加えて体系的・網羅的な発明にすることです。漠然としたアイデアや未完成の発明を育成して、完成した発明にすることも発明の展開です。

発明の把握とは、発明の本質、すなわち発明の機能や原理を明確に把握することです。

パテントコンテストに応募しようとする皆さんは、漠然としたアイデアや未完成の発明を抱えている段階や、アイデアのきっかけを待っている段階が多いでしょう。

これらの段階から、パテントコンテストに応募できる発明を創り出すことができるように、発明の発掘・展開を行いましょう。



(3) パテントコンテストでの基本的ステップ

パテントコンテストでの基本的ステップは、右の表のとおりです。

そこで、パテントコンテストに応募するまでに行うべき「1 テーマの選定」、「2 従来技術の収集」、「3 発想」、「4 実現性の評価」について、以下で説明します。

表の「5 マップ化」と「6 出願準備」は、得られた発明

基本的ステップ

1	テーマの選定
2	従来技術の収集
3	発想
4	実現性の評価
5	マップ化
6	出願準備

¹ 英語の諺（ことわざ）Necessity is the mother of invention より。

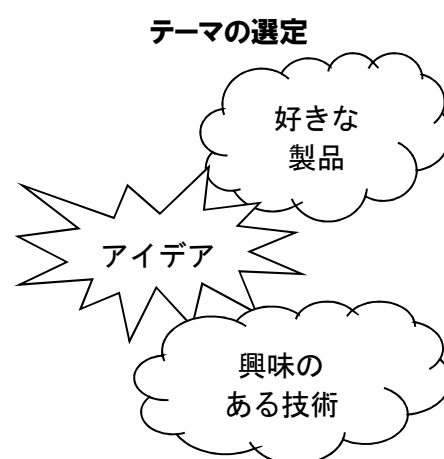
の技術的位置づけを把握して権利化の際に漏れが出ないかを確認したり、どのような形で特許出願をするかを決めたりすることですので、パテントコンテストへ応募した後で行っても間に合います。

9 パテントコンテストの基本ステップ 1 テーマの選定

既にアイデアをもっている場合には、それがテーマになります。まだ、アイデアがない段階であれば、自分が興味をもっている製品や技術をテーマにすると良いでしょう。

テーマは、次で説明する「従来技術の収集」を行っている最中に変更することも多いと思います。例えば、当初、傘の改良のアイデアをテーマにしている場合、「従来技術の収集」で同じアイデア・発明が既にあることが分かった場合、傘についての別の改良にテーマを変更したり、改良点を傘以外のものに応用する発明にテーマを変更したりすることもあるでしょう。

また、発明を考えたり、従来技術の収集を行ったり、友人と話しているときなどに良いアイデアが浮かび、それを新たなテーマにすることもあって良いでしょう。最初に決めたテーマにこだわりすぎることはありません。



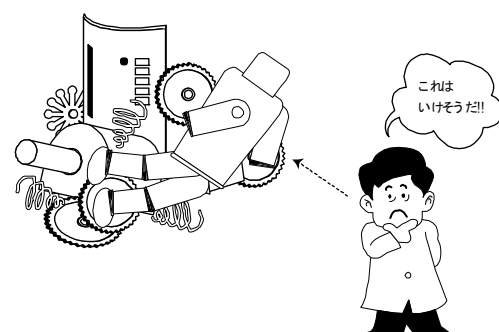
10 パテントコンテストの基本ステップ 2 従来技術の収集

(1) 先行技術の調査が重要なわけ

テーマを決めたら、それに関連する従来技術を収集（調査）します。

美術や音楽においては、感性や素養を向上させるため、名画や名曲を鑑賞したり、模写や演奏の練習をします。名画や名曲は、何百年も前に作られたものも沢山あります。

発想力や発明力・工夫力を高めるにも、過去になされた優れた発明・工夫をたくさん見聞きして感性を高め、また、それらを発想の材料とすることが重要なのです。



(2) インピット(INPIT)の J-PlatPat

従来技術の収集（先行技術の調査）には、インピット（INPIT、工業所有権情報・研修館）がインターネット上に無料で提供している J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）の「特許・実用新案分類検索」を使うと良いでしょう。

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>



J-PlatPat の基本的な使い方については、特許情報プラットフォームガイドブックを参考にしてください。J-PlatPat トップページ右下の「ご利用について」内の項目「マ

「マニュアル等ダウンロード」をクリックすると、特許情報プラットフォームガイドブックを閲覧する画面が開きます。

(3) 自分のアイデアと同じ発明(先行技術)が見つかったら自慢しよう

日本は、発明・工夫に熱心な国で、毎年何十万件も特許出願がされています。このため、J-PlatPatで先行技術の調査をしていると、自分のアイデアと同じ発明(先行技術)が見つかる場合もかなりあると思います。

先行技術調査で自分のアイデアと同じ発明が見つかったときは、自信をもってください。特許になるようなアイデアを独自に考えたということですから、凄い発想力をもっているという証明です。

(4) 先行技術を改良しよう

しかし、特許制度は、発明者に独占権を与える制度ですから、独自に発明したものであっても、過去に同様な技術が知られている場合には、再度、特許されるということはありません。

先行技術調査で、自分のアイデアと同じ発明(先行技術)が見つかったときには、先行技術を改良することで、一層優れた発明を創り出しましょう。

(5) 自分のアイデアと同じ発明(先行技術)が無かったら注意しよう

今まで誰も思い付かなかったアイデアを考えたということは凄いことですが、ちょっと落ち着いて、よく考えてみましょう。もしかすると基本原理を勘違いしていたり、未解決の悪い副作用があったりして、実現できない発明ということはありませんか。

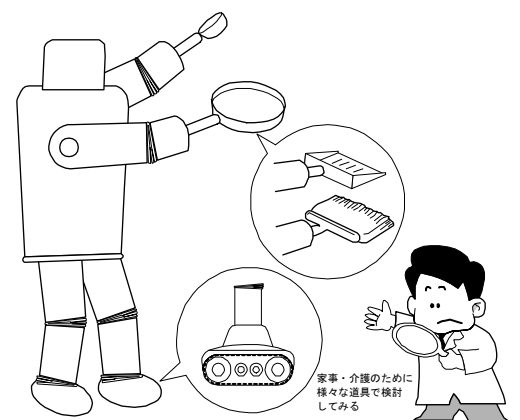
パテントコンテストの基本ステップ4「実現性の評価」を参考にして、実現性についてきちんと確認しましょう。実現性の確認は、試作して発明の効果を確認することが、一番確実です。

1.1 パテントコンテストの基本ステップ 3 発想

自分のアイデアや、収集した先行技術を材料にしてアイデアを発展させます。一般的には、元となるアイデアの変形、置換、結合、転用などによってアイデアを展開・発展できると言われています。このときには、ブレインストーミング法、KJ法、TRIZ法などの発想法を使うことも有効です。

通常の問題解決の場合、良いアイデアができあがればそこで終了にして、アイデアの実行に移ってもよいですが、発明をしようとしている場合は、先行技術と同じ発明や、先行技術から容易に考えつくような発明では、特許を取得することができません。

そこで、自分のアイデアが従来技術(先行技術)から容易に考えつく範囲に入っているのであれば、そのアイデア

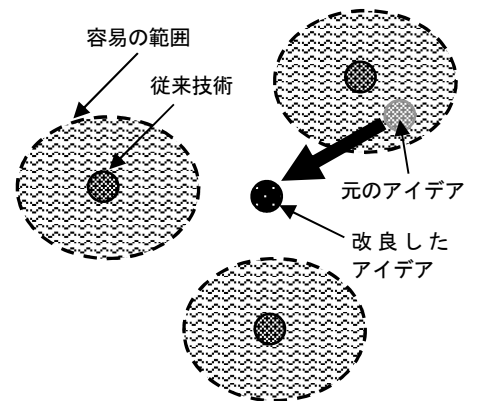


を更に改良して、従来技術からは容易に考えつかない発明に発展させます。

自分のアイデアをもたないまま従来技術の収集を始めたのであれば、従来技術を改良した発明を考えたり、従来技術のどれとも違うアイデアを考えたりすると良いでしょう。

従来技術を改良して新たな発明とした場合には、その改良点について更に先行技術調査を行いましょ

アイデアの改良



12 パテントコンテストの基本ステップ 4 実現性の評価

試作が重要！

発明は、技術的な「アイデア」ですが、実現できないアイデアは、発明ではなく願望や夢想²に過ぎません。

パテントコンテストに応募するときには、自分のアイデア（発明）が実現できるものかどうか、試作や実験などによって確認しましょう。

試作が困難な場合は、第三者がその発明を再現できるように具体的構造や具体的方法を説明できるか、そして、発明の効果を技術的な根拠をもってきちんと説明できるかを確認しましょう。

(ライト兄弟の初飛行 1903年 12月 17日 :
ウィキペディア「ライト兄弟」の項目より)



² 特許は課題を解決する具体的な技術手段（解決手段）に対して付与されます。